貸渡約款

第１章 総則

第１条 約款の適用

1. 当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。
なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達および一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。
特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第２章 予約

第２条 予約の申込

1. 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款および当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。
この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第３条 予約の変更

1.借受人は、前条第１ 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第４条 予約の取消等

1. 借受人は、当社の承諾を得て予約を取消すことができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 30 分以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、予約が取消されたものとします。
3. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。
5. 事故、盗難、不返還、リコール等の事由または天災その他の借受人もしくは当社のいず

れの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第５条 免責
1.当社および借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、相互に何ら請求をしないものとします。

第３章　貸渡
第６条 貸渡契約の締結
1. 借受人は第２条第１項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。
ただし貸渡すことができるレンタカーがない場合、または借受人もしくは運転者が第７条第１項または第２項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第９条第１項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）および第１１条第１項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類および運転免許証の番号を記載しまたは運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。
この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。
※監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第１３８号平成７年６月１３日）の２．（１０）（１１）をいいます。
※運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第１９条別記様式第１４の書式の運転免許証をいいます。
また道路交通法第１０７条の２に規定する国際運転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人および運転者に対し、運転免許証の他に本人の身元が確認ができる書類の提示を求め、および提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとします。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードあるいはＱＲコード決済または現金による支払を求め、またはその他の支払方法を指定することがあります。

第７条　貸渡契約の締結の拒絶
1. 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができないものとします。
・貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
・酒気を帯びていると認められるとき。
・麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
・チャイルドシートがないにもかかわらず、６才未満の幼児を同乗させるとき。
・暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
2. 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
・予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
・過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があるとき。
・過去の貸渡しにおいて、第１５条の各号に掲げる行為があったとき。
・過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、第１６条第５項の費用の未払いが発生したとき、または第２１条第１ 項に掲げる行為があったとき。
・過去の貸渡しにおいて、貸渡約款または保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
・その他当社が不適当と認めたとき。
3. 前２項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人は第４条第３項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第８条 貸渡契約の成立等

1. 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。
この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡しは、第２条第１項の借受開始日時および借受場所で行うものとします。

第９条 貸渡料金
1. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算根拠を料金表に明示します。
基本料金／免責補償料／燃料代／配車引取料／その他の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、福島地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

3. 第２条による予約を完了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時と貸渡時のいずれか低い方の貸渡料金を適用するものとします。

第１０条 借受条件の変更
1.借受人は、貸渡契約の締結後、第６条第１ 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
ただし借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、当社はその変更を承諾しないことがあります。

第１１条 貸渡証の交付、携行等
1. 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人または運転者に交付するものとします。
2. 借受人または運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第１２条 点検整備および確認
1. 当社は、道路運送車両法第４７条の２（日常点検整備）および第４８条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
2. 借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検票に基づく車体外観および付属品を検査し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第４章　使用
第１３条 借受人の管理責任
1.借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第１４条 日常点検整備
1.借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法

第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第１５条 禁止行為

1. 借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

・当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。

・レンタカーを所定の用途以外に使用しまたは第６条第３項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。

・ レンタカーを転貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

・ レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、またはレンタカーを改造もしくは改装する等その原状を変更すること。

・ 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用しまたは他車の牽引もしくは後押しに使用すること。

・ 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

・ 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

・ レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

・ その他第６条第１項の借受条件に違反する行為。

第１６条 違法駐車の場合の措置等

1. 借受人または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等および違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付するものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、または引き取り、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとします。

なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当社は前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反処理の状況を交通反則告知書または納付書、領収証書等により確認するものとします。

違反処理が確認できない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとします。

また当社は借受人または運転者に対して、放置駐車違反をした事実および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」

という）に自ら署名することを求め、借受人または運転者はこれに従うものとします。
4. 当社が必要と認めた場合は、当社は警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人または運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のために必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第５１条の４第６項に定める弁明書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人または運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第５１条の４第１項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合もしくは借受人または運転者の探索に要した費用もしくは車両の移動、保管、引取等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人または運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求するものとします。
この場合、借受人または運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
放置違反金相当額／当社が別に定める駐車違反違約金探索および車両の移動、保管、引取等に要した費用
6. 第1 項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2 項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第３項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5 項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。
7. 前項に基づき借受人または運転者が駐車違反金を当社に支払った後、借受人または運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付しまたは公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社はすでに支払を受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人または運転者に返還するものとします。

第５章　返還

第１７条 返還責任

1. 借受人または運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人または運転者が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人または運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。この場合、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。

第１８条　返還時の確認等
1. 借受人または運転者は、当社立会いのもとにレンタカーおよび備品を返還するものとします。この場合、通常の使用による劣化、摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人または運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人または運転者または同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後は、遺留品の保管について一切の責を負わないものとします。
3. 借受人は、未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までにその精算を完了しなければならないものとします。

第１９条 借受期間変更時の貸渡料金
1. 借受人または運転者は、第１０条により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2. 借受人または運転者は、第１０条による当社の承諾を受けることなく借受期間を延長した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の２倍額の違約料を支払うものとします。

第２０条　返還場所等
1. 借受人または運転者は、第１０条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人または運転者は、第１０条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として回送費用の２倍額を支払うものとします。

第２１条 返還されなかった場合の措置
1. 当社は、借受人または運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、または借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
2. 前項の場合、当社はレンタカーの所在を確認するため、借受人または運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第１項に該当することとなった場合、借受人または運転者は、第２５条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収および借受人または運転者の探索に要した一切の費用を負担するものとします。

第６章　故障、事故、盗難等

第２２条 故障発見時の措置

1.借受人または運転者は、使用中にレンタカーの異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うものとします。

第２３条 事故発生時の措置

1. 借受人または運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。直ちに事故の状況等を当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社または当社の指定する工場で行うこと。

事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2. 借受人または運転者は、前項の措置をとるほか自らの責任において事故の処理、解決を行うものとします。

3. 当社は、借受人または運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第２４条 盗難発生時の措置

1.借受人または運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

直ちに最寄の警察に通報すること。直ちに被害状況等を当社に報告し、当社または、当社指定連絡先に報告し、その指示に従うこと。盗難その他の被害に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

第２５条 使用不能による貸渡契約の終了

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人または運転者は、前項の場合、レンタカーの引取りおよび修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。

ただし、故障等が第３項または第５項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。

なお、代替レンタカーの提供条件については、当社の指定する車両とします。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全

額返還するものとします。
なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者および当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人および運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第７章　賠償および補償

第２６条 賠償および営業補償

1. 借受人または運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者または当社に損害を与えたときは、借受人または運転者はその損害を賠償するものとします。
ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるノンオペレーションチャージによるものとし、借受人または運転者は直ちにこれを支払うものとします。

第２７条 保険および補償

1. 借受人または運転者が第２６条第１項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約および当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金が支払われます。
ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は支払われません。

<table>
<tr><th>保険の種類</th><th>補償内容</th><th>１事故免責額（お客様負担）</th></tr>
<tr><td>対人賠償保険</td><td>無制限</td><td rowspan="3">50,000 円</td></tr>
<tr><td>物賠償保険</td><td>無制限</td></tr>
<tr><td>人身傷害保険</td><td>3,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車 両 補 償</td><td rowspan="2">時　価</td><td>自走して営業所に返却された場合
50,000 円</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合
100,000 円</td></tr>
</table>

※入院・通院は事故発生日より起算して 180 日間までを限度とします。

2. 警察および当社に届出のない事故、その他借受人または運転者がこの約款に違反したときは、前項に定める保険金は支払われません。
3. 保険金が支払われない損害および第１ 項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、借受人または運転者の負担とします。
4. 借受人または運転者の負担すべき損害金を当社が支払ったときは、借受人または運転者は、直ちに当社に弁済するものとします。
5. 第１項に定める保険金の免責金額に相当する損害については、借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払ったときは、自損事故の場合の車両免責額を除き、当社の負担とします。あらかじめ免責補償料の支払いがないときは借受人または運転者の負担とします。
6. 第１項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第８章　貸渡契約の解除
第２８条 貸渡契約の解除
1.当社は、借受人または運転者が使用中にこの約款に違反したとき、または第７条第１項、同第２項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。
この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第２９条 中途解約
1.借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、いかなる理由があっても返却しません。

第９章　個人情報
第３０条 個人情報の利用目的
1. 当社が借受人または運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
・道路運送法第８０条第１項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
・貸渡契約の締結に際し、借受申込者または運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
・第１ 項各号に定めていない目的で借受人または運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第３１条　個人情報の登録および利用の同意
1. 借受人または運転者は、当社が第３０条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
2. 借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求ができるものとし、当社が

保有する個人情報が万一不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第１０章　雑則

第３２条 相殺

1.当社は、この約款に基づく借受人または運転者に対する金銭債務があるときは、借受人または運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第３３条 消費税

1.借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第３４条 遅延損害金

1.借受人または運転者および当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第３５条 細則

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の店舗に掲示します。これを変更した場合も同様とします。

第３６条 合意管轄裁判所

この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則(実施時期)この約款は、令和元年５月２７日から施行します。

株式会社　石畑自動車
福島県二本松市石畑１８－１
ＴＥＬ 0243-23-3020